

令和3年9月27日

区立小・中学校、保田しおさい学校、幼稚園 保護者様

葛飾区教育委員会

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

日頃より、本区の教育行政にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

学校・園の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、区のガイドラインに基づきながら、徹底した感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障との両立に取り組んでいるところです。保護者の皆様には、毎日の検温を始め、日々の健康観察にご協力いただいております。

報道等によると、9月30日までを期限とする緊急事態宣言について、国は解除する検討をしていることが伝えられております。10月1日以降、宣言解除となった際の対応については、下記のとおりといたします。なお、宣言を延長する場合は、現在の対応を継続します。通知の趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を行う。

2 学校教育活動

(1) 基本的な感染症予防策を徹底する

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、マスクの着用
- 登校時の健康チェック（登校前に検温等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 放課後、全ての活動終了後、速やかに帰宅する。

(2) 学習活動

○以下のような学習活動は、可能な限り感染症対策を徹底する。ただし、対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い場合は行わない。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防

など)

- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動

○区のガイドラインに基づき、全ての部活動を実施することができる。実施にあたっては、感染症対策を徹底するとともに、接触等を伴う活動等については、可能な限り感染症対策を講じても生徒の健康・安全を確保することができない場合には、実施しない。

○大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合等は、実施することができる。

○詳細については、部活動ごとに学校から連絡がある。

(4) 学校行事

○校内及び校外における学校行事については、校長の責任の下、感染症対策を徹底した実施方法等を検討し、実施の可否を決定する。学校行事等の実施に当たっては、児童・生徒等の安全を十分に確保する。ただし、感染状況等により、児童・生徒等の安全が十分に確保できないと校長が判断する場合は、実施しない。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。(黙食の徹底)

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

3 家庭における感染症対策のお願い (家庭に持ち込まない行動のお願い)

◎児童・生徒に体調不良等の症状が見られる場合は、登校を控え、受診する。

◎家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等は無理せず休養する。

○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、マスクの着用 (不織布マスクを推奨)

○毎朝検温、健康観察

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

4 その他

○保護者の参観等については、校長の責任の下、各学校において、密集を避ける等の実施方法を検討し、感染症対策を徹底したうえで、実施することができる。ただし、児童・生徒等の安全が十分に確保できないと校長が判断する場合は、実施しない。

○本通知は、区のホームページに掲載する。